## 苦情処理に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都調査業協会(以下「本協会」という。) 定款第4条第11号の規定に基づき、苦情処理に関して必要な事項を 定めるものとする。

(目 的)

第2条 苦情処理を迅速適正に行って、消費者の適正利益に資するとともに業 界の正常な発展を図ることを目的とする。

(苦情処理の理念)

第3条 苦情処理に当たっては、申し立て人及び該当する業者双方について、 誠意をもって事実を調査し、それぞれが納得のゆく公正妥当な解決に 努めるものとする。

(苦情処理の主体)

第4条 苦情処理の主体は、倫理委員会及び業務適正委員会とする。

(苦情処理の対象)

第5条 苦情の該当する業者が、本協会に所属しない業者(以下「非会員」という。)の場合においても、原則として、その処理に当たるものとする。

(連絡、協力)

第6条 本協会が、直接、正会員の苦情の申入れを受けたときは、速やかにそ の正会員に連絡するとともに、積極的に処理するものとする。

(秘密保持)

第7条 苦情処理の取扱いについては、部外秘扱いとする。やむを得ず公表す る場合においても、原則として、特定業者名等を明示しないよう慎重 に配慮するものとする。

(報告)

第8条 苦情の取扱い状況について、理事会に次の報告を行うものとする。

(11) 苦情処理規程

- (1) 苦情の受理及び処理件数について、毎月1ヶ月分をとりまとめ、別記様式(1)「苦情処理件数調」により翌月の理事会で報告すること。また、 受理事案がない場合についても、0件として同様の様式を提出するもの とする
- (2) 苦情処理事案のうち、業界正常化のため必要と認められるものについては、別記様式(2)「相談処理報告書」により、その都度、報告すること

(効 力)

第9条 本規程の効力は、施行日をもって発生し、類似の旧規則・規程等は本 規程の効力発生日をもって失効する。

(細 則)

第11条 この規程の定めるもののほか、苦情処理に関して必要な事項は、理事 長が定める。

## 附則

1 FA 00 F	4 🗆	1 D +6-2-	75-A 00-75	о П	1.4 D 55	<b>四去</b> 人 7.30
1 平成30年	4月	1日 施行	平成 30 年	3月	14 日 第	理事会承認